

## 平成 21 年 2 定 県民企業常任委員会

### 行田委員

まず、女性の就労対策というところで質問させていただきたいと思います。

先週末、東京労働局の方から、女性のクビ切りの話というのが発表されまして、妊娠や出産を機に解雇されたとか、育児休業中にクビになってしまったという話が、昨年度に比べまして、年末みたいですが、20%も増えていたという状況でした。この就労の話、クビ切りは、障害者であるとか、いわゆる弱い立場の人にしわ寄せが来ているのではないかと、そんなふうに思います。

もちろん、この就労の話というのは商工の話になってくるわけですが、この委員会では、県民部の中に人権男女共同参画という部署があることから、取り上げてみたいと思います。

ちょうど 20 年ぐらい前に、ある勉強をする機会がありまして、平和学の父と言われるヨハン・ガルトゥングというノルウェーの学者がいます。この人の話を 1 回聞いたことがあります。確かにその人は父と言われるぐらいですから、その人の生きた言葉というのは、平和の時だけではなくて、乱世というか、荒れた時代でもかなり生きている言葉になっているんです。ただ、その講演を聞いた時にふと思ったのは、平時の時というのはこういう言葉が美しい。しかしながら、乱世と言っているのかどうか、そうした時代においては結構消えてしまう、厳しくなってくると。実は、男女共同参画という言葉もそうなのではないかということがありまして、何もない時だと、人権とか、もちろんどんな時でも訴えていかなければいけないわけですが、こういった本当に厳しい時だからこそ、やはりこうしたものがクローズアップされていかなければいけないのではないかと、今までの活動が実を結んでいかなければいけないのではないかと私は思っております。

神奈川県は、女性センターをはじめ、全国に先駆けて女性施策に取り組んできたわけです。この女性施策を先頭切ってやってきたと自負する本県だからこそ、その力を示させていただきたいと、そんな思いでいたい。また、昨今の大変厳しい経済情勢を反映して、実際に雇用契約を打ち切られたというような相談は私のところにも来ています。こうした状況の中で、特に、女性は非正規の就業形態である場合も多いわけで、賃金や雇用継続の問題においてもまだまだ課題が多いことから、更に厳しい状況になると思いますので、女性の就労を支援するために、どのように取り組んでいるのか伺ってきたいと思います。

まず、第六次の緊急経済対策が発表されまして、県全体では雇用対策等に取り組む姿勢が示されているわけなんです。女性の就労対策として、特に商工の施策というのが目立つんですけど、県民部ではどのようなことに取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

### 人権男女共同参画課長

県の第六次緊急経済対策では、女性センターで行っております女性のチャレンジ支援事業と、子育てお母さん再就職支援事業を位置付けております。

女性は、子育てなどの家事負担を担うために、パートタイムや派遣など比較的労働時間が短い働き方を選択する方が多く、仕事を通じてキャリアを高めるといことが難しいために、年齢が上がるにつれて、一たん職を失うと再就職が難しくなっていくという面がございます。そのために、働き続けることを希望する女性に対して、家庭の事情や本人の適性、希望に添って、じっくりと就職活動を支援していくことが重要だと思います。

このようなことを踏まえまして、一つ目の女性のチャレンジ支援事業でございますが、一人一人の状況に応じて、きめ細やかな相談やカウンセリングを行うもので、就労するに当たっての悩みや就職活動についての相談、それから適性診断などのキャリア・カウンセ

リング、資格取得のための講座などの情報提供、ハローワークなどの専門機関への紹介を行っています。そのうち、相談につきましては、かながわ女性センターで行うほか、今年度から、市町村と連携いたしまして、県内各地での出前相談も行っております。

二つ目の子育てお母さん再就職支援事業でございますが、これは独自に開発したプログラムによる10日間の講座でございます。再就職支援に取り組むNPOとの協働で行うものでございます。子育てとの両立や就労を中断したことから生じる不安を解消して、自信を持って就職活動に取り組めるように、例えば、効果的な就職活動方法についてのノウハウのようなことですか、パソコンの技術力のアップなど、実践的な内容となっております。

今年度に2回開催した講座は、いずれも定員を上回る応募がありましたので、平成21年度は定員を増やして、2回開催したいと考えております。

#### 行田委員

女性がそれぞれの状況に応じて、職業を持てるようにするためのノウハウの取得、また、スキルアップに役立つ支援を行うということは分かりました。

具体的に、これがどういう結果をもたらしているかということをお聞きしたいんですけれども、就労に結び付いたのは何件なのか、これもお伺いしたいと思います。

#### 人権男女共同参画課長

まず、子育てお母さん再就職支援事業は、昨年9月から10月までと、11月から12月にかけて、2回実施しておりますが、この受講者44名の方を調査いたしましたところ、2月10日の時点で8名の方々が就職されたことが分かっております。

もう一つのチャレンジ支援事業の方は、相談やカウンセリングということで、住所の分からない方もいらっしゃいますので、前年度までの面接相談者で、追跡調査に同意された方へのアンケートを行っていますが、この直近の状況につきましては把握をしていないところでございます。

#### 行田委員

一定のそうした結果が出ているのかなというふうに思います。

女性の場合は、家庭の状況などを踏まえて、柔軟な働き方を希望されている場合が多い。また、昨今の厳しい雇用情勢もありまして、非正規、派遣社員としての働き方を選択せざるを得ないということも多いんだというふうに思います。

雇用契約の問題、就職先の紹介となると、労働行政の分野というのは当然なんですけれども、非正規や派遣社員として働いていた女性が、この経済状況の中で契約打ち切りというような被害に遭ってしまって、どこに相談していいか分からないという方も多いと思います。実際、私のところにも相談に来ています。

横浜市ですと、横浜市しごと支援センターというのがございまして、そちらの方にアクセスする機会が多いんですけれども、女性のための相談窓口というものにおいて、こういうケースはどういう対応をしているのかお伺いしたい。

#### 人権男女共同参画課長

雇用契約が打ち切られて、どこに相談したらいいか分からないというような御相談につきましては、まず、女性センターでは、女性の様々な悩みに対応した相談を行っております。相談者が求める情報を提供するように努めております。例えば、不当な契約の打ち切りが疑われるような場合は、より専門的な労働相談窓口を紹介します。また、次の就職先を探しているという時には、お近くのハローワークの紹介、また、経済的に困窮している

というような場合は、福祉事務所の同意の下に進めるといった対応を行っております。

実際に女性のチャレンジ支援事業で行っている相談に対しまして、「今まで派遣で働いていたが、契約が更新されず職を失ってしまい、また働きたいのだが、どのようにキャリアアップを図ればいいのか」といった御相談も寄せられております。また、女性センターのホームページ、かながわの女性応援サイトにおきまして、就労を支援する様々な公的な機関がございますので、そちらを多数紹介するとともに、就職活動に役立つホームページの紹介も行っているところでございます。

行田委員

相談窓口として、適正な、つなぎの役目を果たすという形でやっていらっしゃるのは分かりました。

一つ要望しておきたいんですけれども、こういう厳しい状況だからこそ、いろいろな形で策を打たれているんですけれども、それでも、私のところだけではなくて、いろいろなところに御相談がいくわけなんで、やはり知られていないというふうに思うんですね。周知されていないんだろうというふうな気がしています。ですから、今までの延長線上ではない新たな形で、本当に女性の方を守るための発信をしていただけないか、御検討していただけないかということをお願いしておきたいと思います。

こうした厳しい状況の中で就職するというのは大変なことであるわけでありまして、一つには、会社に就職できないならば会社をつくってしまう。これは女性に限ったことではないんですけれども、起業というのも一つの方法ではないかと思うんですね。とにかく、組織に入って守ってもらおうという気持ちは分かるんですけれども、それだけではないだろうと思います。

この、起業したい女性への支援として、先ほど説明があった相談以外に何か行っているのかお聞きしたい。

人権男女共同参画課長

かながわ女性センターにおきましては、起業を目指す女性を支援するために、講座や相談などの支援を行っております。

この講座につきましてですが、自分のアイデアを生かしてみたいんですけれども、どうしたらいいか分からないといった方のために、女性起業家入門講座として、6日間の講座を開催いたしまして、アイデアをどのようにして事業化するのかとか、事業計画書の作り方、法制度の基本知識、先輩起業家による事例紹介など、起業の準備段階で必要な知識や情報を提供しております。これは、今年度、江の島の女性センターで1回行っているほか、厚木市との共催で1回行っております。また、事業化の準備を始めている方、事業が軌道に乗っていない方のために、女性起業家ステップアップ講座として、3日間の講座を開催して、税務・経理の知識や具体の事業計画の個別相談などを行っております。さらに、起業を成功させている先輩からの経験に基づく助言が得られたり、同じ目標を持つ女性同士がネットワークを結べる場として、女性センターの中に江の島夢づくり支援ルームという場所を開設しております。

行田委員

今のお話を聞きまして、ますます、もっと情報発信してほしいなというふうに思いました。そういう、アイデアを事業化するとかステップアップ講座であるとか、知らない方が多いというふうに思います。やはり、改めて強く要望しておきたいと思います。今までと違う、本当にたくさんの方に知っていただく情報発信を徹底的にやっていただきたいと思います。

この起業も含めまして、厳しい雇用情勢の中で苦しんでいる女性の方々の支援を、いろ

いろと行っているというのは分かりました。

男女共同参画を進める部署として、どうしても弱い立場になってしまう女性の雇用を守るために、今までいろいろなことをやっているんだと思うんですけども、今だからこそ、もう一步踏み込んだ取組をすべきだと思います。その辺ちょっとお聞きしたいんですけども。

#### 人権男女共同参画課長

雇用の場におきましては、女性はパートタイムや派遣など不安定な雇用形態で就労する割合が高く、経済情勢が大変悪化する中で、雇用継続についての不安が発生いたしております。

女性の雇用につきましては、女性に対する支援だけではなく、事業者側への働き掛けも重要ではないかと考えております。

県では、男女共同参画推進条例に基づきまして、300人以上の従業員がいる事業所から、男女共同参画に関する状況の届出を行っていただいておりますが、その中から、男女共同参画に積極的な事例を紹介するために、年間40箇所ほどの企業を訪問いたしまして、女性の働きやすい就労環境の整備などについての取組を伺っているところでございます。

今後は、この訪問の対象を、現在のように先進的な取組の企業ばかりではなく、そうではない企業も対象として、厳しい経済情勢の中でも、まず雇うという基本的な観点で、女性を大切にしていきたいということについても働き掛けを行ってまいりたいと考えております。

#### 行田委員

今のお話は、女性の就労に積極的な会社40社に行かれたということでした。これは要望ですけども、女性の就労に積極的ではないワーストの方の会社40社、こちらにも是非行っていただきまして、雇用するよということ頑張っていただきたいと、これは要望しておきたいと思っております。

厳しい状況だからこそ、真価が問われるんだろうと思っています。この部署においては、特にそうなんだろうと。さすが神奈川県と言われるぐらいの、こういう厳しい時だからこそ、結果を出してもらいたい。こうした女性の就労対策において、こういう結果を具体的に発信できる、そうした取組をやっていただきたいという要望をしておきましてこの質問を終わります。

続きまして、青少年に絡む話をさせていただきます。まず、インターネットの利用から入っていきたいんですが、いずれにしても、青少年に絡む話というのは、何をやっても、議論しても、砂漠に砂をまくような、雲をつかむような話がやたら多くて、具体性というのがなかなか難しいんですけども、できるだけ具体的な議論に持っていききたいという思いから、いろいろ聞いていきたいと思っております。

最初に、インターネットの利用にかかわる問題について入っていきたいと思っております。

先日、皆さんも御存じかと思いますが、著名人のブログへ悪意の書き込みが集中して閉鎖に追い込まれたりする問題が起きているわけです。これに関連して、先日、あるタレントのブログに人殺しなどと書き込んだ19名が名誉毀損容疑などで摘発されるという事件が起きまして、マスコミにも大きく取り上げられました。

昨年6月の秋葉原の無差別殺傷事件以来、インターネット上のブログ等で殺人予告や駅やビルの爆破予告などの違法な書き込みに対する取締りが強化されているように感じています。取締りの強化も必要だとは思いますが、一方で、ルールを逸脱しているのは一部のユーザーにすぎないとも言われています。

そこで、この問題について、今後に向けて重要なことは、規制の強化や今回摘発された

人たちの罪を殊更大きく取り上げるだけではなくて、ネット利用に当たっての無知をなくすことではないかと、私はそういうふうに考えています。そうした観点から数点お伺いしていきたいと思います。

まず、報道によりますと、男性タレントのブログに、殺人事件の関係者などと執ように悪質な書き込みを行った者が19人に上っていると。その内訳は、17歳の女子高生から45歳の国立大学の職員まで、年齢や職業は様々だと聞いております。なぜこのような書き込みを安易にしてしまうということが起きると考えるのか、ちょっとその辺の御見解をお伺いしたいんですけれども。

#### 青少年課長

ただ今、委員のお話にありました事件でございますが、男性タレントが昨年1月に開設したブログに、匿名で、このタレントを殺人事件の犯人扱いをするような事実無根の中傷あるいは悪質な書き込みが集中的になされまして、そのために、このブログへの書き込みを制限して、警察に被害届けを出したということを経験しております。19人も摘発ということでございまして、こうしたブログ上に書き込みを行った者が一斉摘発された例は初めての出来事でございます。

摘発された者たちは、警察の調べに対する供述としまして、「気軽に書き込んでしまった」、「こんなことになるとは思わなかった」、「ほかの人の書き込みを信じてしまって、殺人事件を起こしながらタレント活動をするのが許せなかった」、このような供述をしていると報道されております。

なぜこのような書き込みを安易にしてしまうかということにつきましては、このような供述やそのほかのコメントを基に考えますと、4点ばかり考えられるのではないかと考えております。

一つ目として、ネットの世界はバーチャルの世界であって、現実の世界ではないと思込んで、ネット上だからといって特別に許されることはないことをはき違えてしまっているということ。

二つ目として、実際はインターネット上に書き込んだ人物の特定はすぐに可能ということでございますが、その知識が乏しく、匿名性が強い媒体と誤認をしていること。

三つ目といたしまして、ネット上のほかの人の書き込みや情報を安易に信じて、その流れに乗ってすぐに議論に先走ろうとすること。

四つ目として、中には、ターゲットが特定されますと、むしろ正義を行っているような感覚を持って、相手を徹底的に攻撃して、その結果、相手がブログを閉鎖することになると勝ち誇るような人もいるということ、こうしたことが考えられるのではないかと考えております。

#### 行田委員

個人的に、非常に的確な表現なのではないかというふうに思います。聞いていてそうだなというふうに思っていたんですけれども、特定の人物にひぼう中傷を浴びせるブログ炎上と言われるような被害が増加していますけれども、書き込みの数に比べて実際の参加者数は少数というふうに言われています。どのようなマナーや法律でも、ルールを破る人は本当に一部なんです。そこだけがクローズアップされてしまうと、問題の全体像が見えなくなってしまうのではないかと考えています。

本来、こうした事件が起きた場合というのは、どの程度の割合でルールを破る人がいるのかを前提に、バランスのある議論がなされるべきなんですけれども、ネットは新しいコミュニケーションツールであるということもありますし、先ほどの課長の御答弁もありましたけれども、バーチャルな世界とリアルな世界というのを全くはき違えてしまっている

いう人が、結構ネットの参加者にいるのではないかというふうに思うんですけれども、悪質な書き込みを行う者がかなり多く存在し、危険なところであるがごとき受け取り方をされてしまうために、規制や摘発の強化の議論になりがちだと思います。この点どのように考えますか。

#### 青少年課長

ネット上に違法な書き込みを行う人たちの全体の人数ですとか、例えば、年齢等の分析とかというのはなかなか難しいと思いますけれども、ただ今の委員からの御指摘のとおり、ネットの正しい利用を心得ていないというような人たちは、全体から見れば一部の者だと考えております。

一方で、やはりブログや掲示板には悪質な書き込みを行うという人たちは、一定数はいるものと考えます。摘発される人の大半は、共通して実世界とネットの世界は初めから違うので、違法な書き込みを行ったとしても実際に捕まることはないと思っていて、それでやってしまったと、そのようなことを言っているようでございまして、もとより犯罪認識というものは持っていないのではないかと思います。

今回報道されました事件は、何の攻撃材料もないと思われる人に対して、人殺しなどと悪質な書き込みを繰り返すという意味で、特異な例と受け止めておりますけれども、今回の一斉摘発という警察の対応は、現在の状況を踏まえて、ネットの世界には匿名性はないことをまず世の中に示して、ネットの正しい利用方法について警鐘を鳴らすと、そのような意味合いもあったのではないかと考えております。しかしながら、ほとんどの人は、ネット上でのルールを守って、ネットの良さを生かして利用していることと考えられますので、一部の悪質な行為によって利用者全体、あるいは社会全体のネットに対する不安をおおって、ネット全体の発展を妨げるような、そうした方向にはしないことが大切であるという認識をしております。

#### 行田委員

今回の事件を受けまして、基本的には規制の強化という議論は必要だと思うんですけれども、それ以上に、まずはマナーを守らない一部のユーザーのようにならないようにしていくということが非常に大切なんだと思っています。ネットだから何でも許されるといった安易な考え方を持たないようにするような教育とか啓発とか、そうしたものが必要と考えるんですけれども、県ではどんな取組をしているのか教えてください。

#### 青少年課長

現在の県の取組でございまして、まず、県民部といたしましては、インターネットなどの情報メディアが、青少年の生活や行動に様々な影響を与えているという状況を踏まえまして、現在、有識者で構成する児童福祉審議会や青少年問題協議会におきまして、今後の県としての対応に向けて、調査・審議を進めていただいております。

その一方で、昨年12月には、教育委員会や県警と連携いたしまして、県内の中学校、高校等の児童・生徒に対しまして、個人情報やひぼう中傷を安易にネットに書き込まないように、そうした書き込みをしないよう、啓発資料に記載し、配布をいたしたところです。

委員からお話のありました、悪質な書き込みを行うユーザーにならないようにするための教育あるいは啓発につきましては、現在、主として教育委員会や県警察において、青少年をはじめ保護者や教職員が、インターネットの正しい利用の仕方、マナーを身に付けるための様々な教育、啓発活動を行っております。

教育委員会におきましては、県内の公立小・中・高校等の児童・生徒を対象にいたしまして、関係企業の協力を得て、携帯電話教室を実施しております。その中で、危険な情

報に近付かないようにする方法のほか、掲示板などには個人情報に掲載しないことや、他人をひぼう中傷する書き込みをしないことなど、また、加害者だけでなく被害者にもなるようなことのないよう、ネット上のルールやマナーを指導しております。

教育委員会では、このほか、昨年11月には、携帯電話サイトのかながわモードというものを開設いたしまして、自分が書かれたら嫌なことは、メールや掲示板に書いてはいけないということなどについての啓発指導を行っております。

県警察においては、保護者や学校・教育関係者、児童・生徒等を対象に、サイバーセキュリティ・カレッジを実施いたしまして、サイバー犯罪の被害に遭わないための対策、また、インターネットを使う際のルールやマナーについて指導しております。

このほか、国の関係省庁が民間と協力して、e□ ネットキャラバンという啓発活動をしておりますほか、経済産業省ではNPO、警察と連携いたしまして、インターネット安全教室を実施して、インターネットの被害防止とともに、ルールやマナーなどについても啓発活動を進めているところでございます。

## 行田委員

今、るる御説明いただいたんですけれども、今回の事件が本県で起きたとか、そういう話ではないので、今御答弁いただいた施策が無駄かどうかというところは分からないんですけれども、実際、この世界というのは、どんどんイタチごっこのように拡大しているわけですよ。そう思うと、今の対策というのが、今、問題が拡大しているという事実を考えた時に、これまでのやり方でよしというのではちょっと駄目なのではないかと思うんです。あくまでも、今のやり方では足りないから問題が起きているんだという認識を常に持ち続けなければいけないんだと。ですから、国がやっている、県がやっている、電話会社が頑張ってくれている、教育委員会と連携しているという、これで落ち着いては駄目なんだろうと思います。常にその辺を意識していただきたいと、一つ要望しておきたいと思えます。

今回の事件というのは、社会全体の風潮として、ルールを守れない本人が悪いんだとか、当たり前なのが分からない人間は摘発されても仕方がないという、そういう自己責任論が展開されがちなんですけれども、それはそれで、言う方ははっきりするんですけど、何の解決にもならないんです。罰則を厳しくするというのも必要なんですけど、そればかりが対策ではない。単に、例えば、携帯電話会社とかで配信するような、危険な情報に近付かないように気を付けてというのもあるんですけど、それだけでも多くの効果は期待できないのではないかと思います。

そこで、今後、成熟したネット社会の構築に向けては、青少年をはじめ、保護者、県民がインターネットを正しく使いこなす、有効に活用できるようにするための教育や啓発を、今まで以上に積極的に進めていく必要があると思います。先ほど申しましたけれども、問題が拡大しているということは、今のやり方では足りないということを示しているわけですから、この点どのように考えるかお伺いしたいんですけれども。

## 青少年課長

今回のような事件でございますけれども、委員お話しのように、事件を起こした者に自己責任を問うだけではなくて、事件を踏まえて、ネット社会全体の健全な発展に向けまして、教育、啓発に更に努めていくという方向で考えていくべきと認識しております。

先ほど御説明させていただきました教育や啓発につきましては、教育委員会、警察におきましても、今、委員からお話のありましたような認識を持って、更に積極的に取組を進めていくというふうに聞いております。

県民部といたしましては、青少年にかかわる大きな問題として、インターネットの問題

に適切に対応していくには、保護者をはじめ、ネットを利用するすべての県民に、まずこの問題は青少年と向き合う大切な問題として受け止めていただきまして、インターネットを巡る問題や適切な利用方法について、正しく理解をしていただくことが重要と考えております。

そこで、先ほど申し上げました教育委員会が行っています携帯電話教室ですとか、民間事業者と協力して行っておりますe□ ネットキャラバン、県警で実施しているサイバーセキュリティ・カレッジ、こうした取組ですとか、さらに、啓発資料の内容を、様々な機会を通じて社会全体に広げて理解を促進していくということが重要であると考えております。

そこで、今後、地域で青少年の健全育成を進めておられる青少年指導員あるいは青少年育成関係団体等の方々に対しまして、これらの取組が広まるよう周知、啓発を行いますとともに、社会環境健全化のキャンペーンあるいは県民大会など、様々な場を活用いたしまして、県民に広く啓発資料を配布するなど、積極的な取組を進めてまいりたいと考えております。

### 行田委員

今回の事件で摘発されたのは、ネットだったらバレないと思っている人とか、また、ネットはバーチャルの世界であって、現実の世界とは別の世界だと思い込んでいる、いわば情報のことをよく分かっていない無知な人たちがやったわけであって、適切なネットの使い方を知らない人たちであるということをもまず念頭に置く必要があると思います。これは全国的にも学者の中で議論をしているようです。ですので、まずそのところを、我々がしっかり認識しなければいけないと思います。

その上で、規制と自己責任を問うことは、無論必要ではあるんですけども、これを繰り返していただいただけでは、ネットの良さである発信の場であったりとか、自由な表現をする場、こうしたものを奪いかねないんです。また、社会的コストも上がってしまう。そこで、青少年をはじめ、広く県民に、ネットの正しい使い方を正しく身に付けてもらうための教育・啓発活動を展開していくことが重要であり、今後とも、教育委員会、警察、さらに、関係業界と連携して、様々な機会を通じまして、積極的に進めていただくよう要望させていただきます。

次に、青少年の関連ですが、先ほども議論がありましたけれども、青少年保護育成条例の見直しについて何点かお伺いしていきたいと思います。

現在の青少年を取り巻く状況を踏まえまして、青少年の健全育成の基本理念や、保護者、事業者、県民などのそれぞれの責務を規定して、青少年の保護及び健全育成の基本となる条例を目指すとのこと。これは非常に重要だと思ひまして、先日の神奈川新聞の一面でもございましたけれども、親、保護者、こうした者の責務を明確にしていくといった趣旨の一面が出ていましたけれども、大変重要だと思うんです。

日本は、憲法において、親の責務などは規定されていないんですね。ほかの国というのは、大体、親とか保護者にはこういう責任があるんだということを、その国の国是として明確になっているんですね。日本はそれがなくて、何でもありみたいになってしまっているようなところがあるのではないかと思います。

私としては、現在、自分の持つ役割、責任を果たしていない親、保護者、大人が増えていると感じています。青少年への影響を非常に懸念しているところでありまして、そうした役割とか責務という不明確な問題が、こうした観点から今回の条例の見直しは非常に注目しています。それに着手するに当たっての、県の考え方を何点かお伺いしていきたいと思ひます。

自分の子供、自分の家族さえ良ければいいというふうに思っているような親、保護者が増えているのではないかと感じております。社会性を身に付けることも親の大切な責任と



考えますけれども、こうした親を見ると、子供たちもそうした考え方になってしまうのではないかと、大変懸念をしているところなんです。現在の、こうした親、保護者の意識や行動についてどのように認識しているか、まず確認させていただきたいと思います。

#### 青少年課長

親、保護者について、自己中心的な方が増えているということにつきましては、特に、学校に対して理不尽な要求をする保護者が多くなって、モンスターペアレントとも呼ばれるような社会問題になっていると認識をしております。

具体的には、県内の教育現場の実例としても、経済力はあるのに授業料や給食費を支払わないといったことや、年度途中で学級担任の交代やクラス替えの要求、あるいは英語検定の試験日が重なったので、学校の運動会の日程を変更してほしいと、このような要求があって、教育現場でも対応に苦慮していると聞いております。

教育委員会では、こうした保護者への対応といたしまして、現在、県内の公立小・中・高校を対象に実態を調査し、事例を収集しており、その結果を踏まえて、対応マニュアルの作成等を行っていきと聞いておりますけれども、こうした対応が必要なほど、状況は深刻ではないかと受け止めております。他の自治体でも、対応策をとるところが増えていると聞いております。

こうした状況につきましては、親という存在は、申し上げるまでもなく、青少年が最も影響を受ける存在ですので、青少年が心豊かに育ちながら、社会性を養って自立してもらいたいという、そういった願いを持ち、まず、私どもの立場からは、その健全な成長にとって大変憂慮すべき状況にあるのではないかと認識をしているところでございます。

#### 行田委員

昨年、私は文教常任委員会の委員だったんですけれども、教育の話になってしまいますが、親、保護者による学校への過大な期待の問題というのが非常に大きくなっていると思います。

今回の条例改正というのは、こういうところにもかかってくるんだと思っているんですけれども、本来、今、課長に御答弁いただいたのは一般論としておっしゃっただけなので、それを責めるつもりはないんですが、本来、学校と保護者というのは対立するものではなくて、協調して子供の教育に当たるものであると私は認識をいたしまして、モンスターペアレントという言葉自体が余り良くないのではないかと、個人的には思っています。

他方、大人の日常の振舞を見ましても、今現在において、周囲を気にせず、大变身勝手な行動をよく目にします。昔のように、地域で青少年の問題行動を注意するようなことなどを、余り望めないような状況になってきたのかと、ちょっと心配になっているんですけれども、こうした大人が増えるとともに、地域社会の人間関係が変わってきてしまっている。そうしたことについて、青少年の健全育成の観点からどのように認識しているか、御見解をお伺いしたい。

#### 青少年課長

青少年の健全育成を図る上で、社会のルールを守らない最近の大人の振舞につきましては、大きな問題であると認識をいたしまして、青少年の健全育成を進める県民大会を毎年開催しておりますが、ここ数年、その役割や責任といったことが中心的なテーマとなっております。

大人の問題行動としては、例えば、県警察の方で、大人のマナーブックというものを作成しておりますが、その中で、協力校を通じて集めた小・中学生の意見として「交通ルールを守らない大人がいる」、「電車内で携帯電話を使用している」といったようなモラル

に欠ける大人の具体的な行動が数多く挙げられております。また、昨年の県民大会におきましては、パネルディスカッションに参加した中・高生の意見として、「あいさつをしても返してくれない大人がいる」といった声がありまして、昨年は、あいさつがディスカッションの主な内容となった次第でございます。

このように、大人のマナー違反を批判的に見られる子供はまだ健全な考え方を持っているので、まず心配はないのかという思いをいたしますが、反面、特に疑問を持たずに、影響を受けてしまっている子供も多いのではないかと懸念しているところでございます。また、地域社会の人間関係が変わってきてしまっているということにつきましては、核家族化が進んで、地域社会に余り関心を持たない、あるいは、積極的にはかかわりたくないといった家庭も増えてきているのではないかと認識しております。一言で言えば、地域社会の人間関係が希薄化しているのではないかと受け止めております。このことは、先ほどの、あいさつもしないという意見が象徴的だと思いますけれども、地域の子供会の加入状況にも現れていると思います。県子ども会連絡協議会のまとめでは、小学生の加入率が、平成20年度には対象人口に対して約35%と、この20年間で約半分になってきております。また、役員になることを嫌うなど、自治活動に消極的な大人も増加していて、運営に苦勞している子供会も多いと聞いているところでございます。

青少年が、温かい地域社会の中で、様々な人とのかかわりの中で、見守られて育つことが望ましいと考えておりますので、こうした地域の状況につきましては、やはり憂慮すべき状況にあるのではないかと認識をしているところでございます。

#### 行田委員

なぜこういうことを聞いているかといいますと、これから条例改正するに当たって、どういうスタンスで、立ち位置でこの議論を進めていくのか、展開していくのかということを確認するために聞いているんです。1年後になるのかどうか分かりませんが、改正される時に、県がどのような認識を持っているかということを確認したくて聞いているわけなんです。

責務を規定していくということは非常に大事なことだと思います。

親と子供とか、学校と親とか、社会と家族とか、いろいろな枠組みがあるわけですが、そこの中で、例えば、ヨーロッパの学校というのは大体塀が物すごく高いんですよ。なぜ塀が高いかというと、外からの侵入者を一切入れないようにするために、安全のためにやっているわけです。なぜそれをするか。別の見方をすると、子供が学校に入ってきたら、学校の中はすべて学校の責任なんです。その代わり、一步学校の外に出たら、すべて親の責任なんです。ですから、学校の先生に対して親が文句を言うというのはほとんどないんです。それは、それぞれの役割がしっかりと明確になっているんです。日本にそうしろというわけではないんですけれども、何か、どこかで、ある程度責任を明確にしていかないと、いい社会になっていかないだろうと、そういう段階にこの社会は来ているのではないかと思います。

そうしたことを踏まえて、いろいろ議論をなさるんだとは思いますが、今回の青少年保護育成条例の見直しでは、親の責務をはじめ、県民のそれぞれの立場での責務を規定したいとのことですが、その趣旨とともに、どのような内容のものを想定しているのか、これからの議論ですから、答えるのは難しいかと思いますが、答えられる範囲でお聞きしておきたいんですけれども。

#### 青少年課長

青少年保護育成条例の見直しは、これから青少年問題協議会や児童福祉審議会の有識者の方々の御意見をお聞きしながら、県としての条例改正の考え方を平成21年度中に取り

まとめたいと考えておりますので、正にこれから詰めていくところでございます。ただ、私どもとしては、先ほど申し上げたような社会状況、そして、昨年3月に議会で御議決いただいております青少年を健やかに守り育てる社会を目指す決議、こういったことを踏まえまして、基本的には、大人一人一人が、社会全体で青少年の健全育成に意識や関心を持っていきましょと、そういう趣旨を盛り込みたいと考えております。

さらに、県民それぞれが、青少年のためにできること、それは、青少年に対する直接の行動ということではなくても、常に青少年が見ているということ認識をしようといったような意味合いを持っておりまして、そういう趣旨を盛り込む方向で検討したいと考えております。

そのために、青少年の健全育成につきまして、県民が共有できるような内容の基本理念を位置付けまして、この理念を基に、委員からお話のありました、県民、保護者、事業者等の立場がございまして、それぞれの立場で、青少年のために意識して取り組んでいたきたい責務といったものを盛り込めないかと考えております。その結果、社会全体で青少年の健全育成を図る環境を整備していくための基盤ともなるような条例としたいと思っております。なお、付け加えますと、県として講じるべき施策の基本的な考え方といった視点を設けることなども検討いたしたいと考えているところでございます。

#### 行田委員

現在、大人一人一人が青少年に与える影響を考えて、社会性を持った行動を心掛けて、社会全体で青少年の健全育成に当たらなければならないという時にあると思います。

県民のそれぞれの立場に応じた責務を規定することで、そうした社会づくりに向けて、どんな効果を期待しているのか、お伺いしたいと思います。

#### 青少年課長

条例の見直しの効果ということでございますが、目的が青少年のために大人の意識啓発を図って社会全体で取り組むことを目指すということでございましたので、条例に規定しただけで目的が達成されるということにはならないと考えておりまして、条例をつくり上げる過程に、多くの県民の方々に参加していただいて、青少年の健全育成について共に考えていただくこと、また、特に条例に新たに盛り込もうと考えている規定につきましては、積極的な啓発活動に努めて、多くの御意見を頂くこと、こうしたことが、そのための重要なポイントであろうと考えております。

その上で、考えられる効果といたしましては3点考えております。

一つ目として、青少年を取り巻く大人の方々に、それぞれの役割、責任を自覚していただき、青少年の健全育成のための基本理念を共有して、社会全体で取り組む気運の高まりが期待されるのではないかとということ。

二つ目として、県と県民の皆様、特に青少年指導者、青少年育成団体等の方々や関係業界の方々などが一体となった青少年施策推進に取り組むという気運が高まって、推進体制の強化が期待されるのではないかとということ。

三点目として、さらには、目的や基本理念が明確になることによって、条例全体の運用をより円滑に行うことが期待されるのではないかとということ。

そうした効果を上げるためにも、まずは、見直しの過程において、広く県民の皆様と一緒に考えていただくための機会や場づくりに努めてまいりたいと考えております。

#### 行田委員

要望させていただきます。

現在の親や社会の、大人の社会性を欠く意識や行動につきましては大変憂慮しております

す。

今回の青少年保護育成条例の見直しの趣旨は、非常にタイムリーなものだと思っています。保護者の義務、親の義務、責務を規定する、こうしたものは非常に重要だと思います。是非、青少年の健全育成について広く県民の皆様に考えていただいて、親や大人が自分の意識、行動を振り返る機会になるように取り組んでもらいたいと思います。本当に期待していますので、よろしく願いいたします。

最後に、消費者行政の充実について質問させていただきたいと思います。

昨年12月の本会議におきまして、赤井議員の代表質問に対しまして、知事から消費者生活相談体制の更なる強化という御答弁があったところなのですが、県民部長からも、来年度、中央消費生活センターの相談体制の充実・強化を行い、また、国の交付金を活用した神奈川県消費者行政活性化基金を創設するという説明がありました。

消費者行政を充実・強化させるためには、中央消費生活センターの相談体制だけではなく、県全体として市町村を含めた取組が必要だと思います。

そこで、消費者行政の充実・強化に活用することを目的として提案されているこの基金について何点か伺いたいと思いますが、先ほどの御質問でも答弁いただいていますので、重ならないようにとは思います。

現下の経済情勢などを見ますと、心配なのは、基金をつくって、取り崩していくのはいいんですけども、来年度以降の予算がかなり厳しいものになると考えられます。人件費の削減ということになれば、せっかく今回増やそうとしている相談体制への影響も懸念されるわけですが、相談体制を維持・強化するために、何らかの工夫をして、基金を活用することができないのか、その辺の考え方を伺いたいたいですけれども。

#### 消費生活課長

御指摘のとおり、県の財政状況が非常に厳しい中で、基金を活用して、何らか充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

基金の制度的な話をさせていただきますけれども、国の方から基金の活用メニューとして、相談員の人件費をはじめとして、経常的経費には充当できないという縛りがございます。そのような制約があるわけですが、非常に財政状況が厳しい中、貴重な財源でございまして、様々な工夫をしながら、基金を活用していきたいと思っております。

県の財政状況の影響を考えますと、一つには相談窓口の位置付け、存在意義をより高めて、県民の方々にとって欠くことのできない窓口にしていくことが重要だと思っております。そのためには、相談員や職員に対する研修の充実ですとか、それから、今回の基金のメニューにございます弁護士とか建築士、そういった専門家の方を活用させていただいて、例えば、消費者の相談に弁護士と相談員が同席して相談をすとか、そういった工夫なども図っていきたく思っております。その上で、相談窓口についても効果的な周知を図りまして、広く消費生活センターの存在を県民の皆さんに承知していただいた上で、県民の皆さんが何でも相談できる、真に頼りになる窓口にしていきたいと考えているところでございます。

#### 行田委員

相談体制を確固たるものにする、そのためには研修などを充実する、先ほどメニューの話もありましたけれども、相談員の実務能力の向上が非常に必要だと思います。そうした方策の一つとして、相談員の中からリーダーを決めて、相談員の指導をする。そういった制度は考えられないのでしょうか。それを伺いたいたいです。

#### 消費生活課長

相談員のレベルアップということですが、国の方で、来年度、国民生活センターにおいて、新たに、実務経験が豊富な消費生活相談員が小規模な消費相談窓口を定期的に巡回して、経験の乏しい相談員のOJTを行うという事業を予定しております。

今、委員がおっしゃられたとおり、相談体制の強化のためには、最前線の相談員の実務能力の向上が不可欠であります。そのためには、研修の実施などとともに、ベテラン相談員の知識や交渉技術などの継承も重要と考えております。

御提案のございましたリーダー制度でございますけれども、経験豊富な相談員が、リーダーとして、広い視野で全体の相談状況を見渡して、相談員に対して的確な助言を行うということになれば、より効果的・統一的な相談が実施できるとも考えられるところでございます。一方で、消費生活相談と申しますのは、相談員一人一人が専門的な資格を有して、責任とプライドを持って、それぞれの相談に取り組んできたという業務の性格もございしますので、仕事のやり方を変えていくということになりますと、相談員ともよく意見交換をしながら進めていく必要があると思っております。

いずれにいたしましても、相談体制の底上げは重要な課題でございますので、国の取組の成果も踏まえながら、全体のレベルアップのためには何が効果的な方策なのか、御提案いただきましたリーダー制度を含めて今後検討してまいりたいと考えております。

行田委員

最後に要望させていただきます。

悪質商法等、手口がますます巧妙化している中、被害に遭っても相談できずに泣き寝入りをしている消費者も多いと思っております。

県域全体の相談窓口の強化と周知に向けて、市町村と連携して取り組んでいただきたいと思います。また、消費者教育、事業者指導など、未然の被害防止対策も含めて、消費者行政全体の充実・強化に向け、基金を最大限活用しながら、取り組んでいただくよう要望しまして、私の質問を終わります。